

沖縄県における貯水槽水道の現況

1. 本県における濁水経験と貯水槽

本県においては、年間降水量は全国平均を上回っていますが、そのうちの大部分が梅雨時期と台風時に集中し、それ以外は、まとまった雨が降らないこと及び、地形的に河川延長が短く、短時間で海に流れ出てしまうため一人当たりの降雨量は全国の約半分となっています。

そのため復帰後、昭和56年の239日におよぶ制限給水をはじめ、平成5年まではほとんどの年で濁水による給水制限を経験しています。

このような経験から、断水予防として、ほとんどの一戸建て住宅や事業所などの屋上に貯水槽が設置されるようになっていきます。

2. 本県の貯水槽設置数 (別紙1参照)

ア、簡易専用水道

平成7年度末現在	2,412基
平成16年度末現在	2,711基 (12.4%増加)

イ、小規模貯水槽水道

平成7年度末現在	179,199基
平成16年度末現在	217,589基 (21.4%増加)

3. 定期検査の受検率 (別紙1参照)

ア、簡易専用水道

平成7年度末現在	94.0%
平成16年度末現在	95.4% (H15年度全国平均83.7%)

イ、小規模貯水槽水道

平成7年度末現在	0.24%
平成16年度末現在	0.3%

4. 定期検査の不適合施設 (別添2参照)

ア、簡易専用水道

平成14年度末現在	86.0%
平成15年度末現在	82.3%
平成16年度末現在	82.6%

イ、小規模貯水槽水道

平成 14 年度末現在・・・ 98.44%

平成 15 年度末現在・・・ 97.42%

平成 16 年度末現在・・・ 97.10%

5、不適合内容（小規模貯水槽水道）（別紙 3 及び参考資料-1.2 参照）

平成 14 年度：書類の整理及び保存状況、マンホールの状態、高置水槽本体の状態

平成 15 年度：マンホールの状態、独自項目、高置水槽本体の状態

平成 16 年度：水槽のマンホールの状態、書類の整理及び保存状況、独自項目（吐水口空間、エアーチェンバー）

※簡易専用水道についても、書類の整理及び保存状況の不適合が約 70% を占めている。

6、本県における貯水槽水道への対応

本県においては、昭和 60 年に「簡易専用水道取扱要領（以下、「要領」という）」を制定し、貯水槽水道の管理の適正化及び衛生的で安全な水供給の確保に取り組んでいる。

要領では水道法に基づく管理基準及び定期検査の規定を中心に定めているが、独自項目として、施設の状態が建築基準法に適合するかどうかの検査を実施し、水質検査結果と併せて、給水を開始する前に届出るよう設置者に指導している。なお構造上の変更を行う際にも届出を行うことになっている。

小規模貯水槽水道（特に学校、旅館等の公共性及び利用頻度が高い施設）についても、簡易専用水道の管理基準に準じて管理するよう指導することとしている。

しかし、本県の特徴として小規模貯水槽水道のほとんどは $0 < V \leq 5$ 規模であり、一般家庭に設置されている現状もあるため、水道週間等を通し、テレビ CM、ラジオ CM 及び新聞広告といったメディアを介して広く県民に自主管理について周知している。

また、定期的にパンフレットを作成し、貯水槽水道の適正な管理に大きな役割がある水道事業者、登録機関及び貯水槽清掃業者等へ配布し、機会ある毎に設置者へ周知するようしている。

次に定期検査の結果、判定基準に適合しなかった施設への対応としては、施設への立ち入り調査及び電話及び文書にて施設の衛生管理に関する正しい知識の普及を図るとともに、受検を促進している。

簡易専用水道取扱要領

環衛第583号

昭和60年6月27日

(目的)

- 第1 この要領は、水道法(昭和32年法律第177号、以下「法」という。)第3条第7項に定める簡易専用水道の管理を適正に行うために必要な事項を定め、衛生的で安全な水の供給を確保しもって公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(規則の対象)

- 第2 簡易専用水道とは、次の各項に該当するものをいう。
- 1 水道事業者から供給を受ける水のみを水源とするものであること。
 - 2 水道事業者からの水の供給を受けるために設けられる水槽(以下「受水槽」という。)の有効容量が10立方メートルを越えるものであること。
なお、有効容量とは、受水槽において適正に利用されることが可能な容量であって、水の最高水位と最低水位との間に貯留される水量をいう。
 - 3 受水槽が2槽以上ある場合で、それぞれの受水槽が給水管により相互に連結されているものにあつては、各層の有効容量の合計が前項の基準を満足するものであること。
 - 4 消防用設備等として設置されるもの及び事業所に設置されるものであつて、全く飲用に供されることのないものは、除かれるものであること。

(届出事項)

- 第3 簡易専用水道を設置しようとする者、又は設置している者(以下「設置者」という。)は、次の事項を設置場所の所轄保健所長に届け出ること。
- 1 簡易専用水道を設置するときは、様式第1号によりその工事に着手しようとする日の30日前までに届け出ること。
 - 2 簡易専用水道を設置し、その施設を使用して給水を開始しようとするときは、あらかじめ水質検査及び施設検査を行い、様式第2号により給水を開始しようとする日の前日までに届け出ること。
 - (1) 水質検査は、当該給水栓において建築物における衛生的環境の確保に関する法律(以下「ビル管理法」という)施行規則第4条第1項第3号に掲げる項目及び消毒の残留効果について行うものとする。
 - (2) 施設検査は、建築基準法施行令第129条の2並びに「建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備を安全上及び衛生上支障のない構造とするための基準に定める設備基準」に適合するかどうかの検査を行うものとする。
 - (3) 届出の際には、水質検査結果書、施設検査結果書、自主管理票を添付して提出すること。
 - 3 届出事項の内容を変更したときは、様式第3号により速やかに届け出ること。

- 4 簡易専用水道を廃止したときは、様式第4号により速やかに届け出ること。

(設置届等の受理及び衛生指導)

- 第4 保健所長は、第3第1項に定める届出を受理したときは、簡易専用水道台帳(様式第6号)に記載するとともに、第2項以下の各項に定める届出を受理したときは必要に応じ衛生指導を行うこと。

(指定検査機関からの報告による台帳記載)

- 第4の2 前条の規定に係わらず保健所長は、水道法第34条の2第2項に定める指定検査機関から県取扱要領第2に定める簡易専用水道としての要件を具備する施設についての報告を様式第5号により受けた場合、これを簡易専用水道台帳(様式第6号)に記載するものとする。

(廃止届のないときの台帳削除)

- 第4の3 保健所長は、簡易専用水道が存在しなくなったにもかかわらず、設置者の所在不明により第3第4項の届出がなされないときは、様式第11号により施設状況を確認後、廃止することができる。

(設置者の管理義務)

- 第5 簡易専用水道の設置者は、供給する水の安全衛生を確保するため次の管理義務を負うものであること。
- 1 受水槽その他の水槽の掃除を1年以内ごとに1回定期的に行うこと。この水槽の掃除はビル管理法第12条の2第1項に基づき同項第4号の登録を受けたものの活用を図る等により行うこと。なお、消防用と共用されている簡易専用水道の水槽の掃除に当たっては、あらかじめ所轄消防機関に連絡する等、不測の事態に対する配慮を行うこと。
 - 2 水槽の亀裂等によって有害物、汚水等の混入がないように定期的に点検を行い、欠陥を発見したときは速やかに改善の措置を講ずること。その他、地震・大雨等水質に影響を与えるおそれのある事態が発生したときも速やかに点検を行うこと。
 - 3 給水栓における水の色・濁り・臭い・味等の外観に注意し、異常があるときには、水質検査を実施しその安全性の確認を行い必要な措置を講ずること。なお、結果については毎日記録しておくこと。
 - 4 給水栓における水が遊離残留塩素を0.1mg/l(結合残留塩素の場合は0.4mg/l)以上保持するよう努めるとともに定期的(週1回以上)に残留塩素を測定すること。
 - 5 供給する水が人の健康を害する恐れがあることを知ったときには、給水を停止し、その旨を利用者等に周知徹底させること。
 - 6 前各項の管理状況を記録する帳簿を備え、これを記録し、3年間保存すること。

(管理者の選任)

- 第6 第5に定める管理に当たっては、設置者自ら行うよう努めるものとし、やむを得ない場合は、当該簡易専用水道の管理を担当させるための管理者を選任し、適正な管理が行われるようにすること。

(管理状況の検査)

第7 設置者は、当該簡易専用水道の管理について1年以内ごと1回定期的に水道法第34条の2第2項の規定による厚生大臣指定検査機関(以下「検査機関」という。)へ依頼して検査を実施させること。

1 検査は、当該水道の設置場所において行うものとし、検査の項目は外観検査、給水栓における水質検査及び書類検査とする。

(1) 外観検査

ア 水槽等に有害物、汚水等衛生上有害なものが混入するおそれの有無についての検査

イ 水槽及びその周辺の清潔の保持についての検査

ウ 水槽内における沈積物、浮遊物質等の異常な存在の有無についての検査

(2) 給水栓における水質の検査

ア 臭気、味、色及び濁りに関する検査

イ 残留塩素の有無についての検査

(3) 書類検査

ア 簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面の整備状況の検査

イ 受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにする平面図の整備状況の検査

ウ 水槽の掃除の記録の検査

エ その他の管理についての記録の検査

2 前項の検査のフローは別表第1、検査事項判定の基準は別表第2のとおりとする。

(検査に当たっての留意事項)

第8 第7の検査に当たっては、次の点に留意するものとする。

1 検査は、設置者の依頼により実施するが、検査を効率的に行うため、設置者はあらかじめ関係者等に対し検査日時等の周知徹底を期すること。

2 検査は、設置者あるいは管理者の立会いのもとに行うこと。

3 検査は、清潔な作業衣を着用する等衛生的な配慮のもとに行うこと。

4 検査に際しては、検査者は身分証(様式第7号)を携帯し、かつ関係者の請求があったときは、これを提示すること。

(ビル管理法の適用がある簡易専用水道の検査)

第9 ビル管理法の適用がある簡易専用水道については、第7及び第8の取扱いにかかわらず、次により検査を行うこと。

1 設置者は、管理状況を示す書類(様式第9号)を検査機関に提出し、書類検査を受けること。

2 提出書類は、ビル管理法第10条に規定する帳簿書類に基づき記入するものとする。

なお記入に際し、設置者はビル管理法に基づく建築物環境衛生管理技術者の意見を聞くこと。

(検査後の措置)

第10 検査機関は、第7及び第9の検査が終った後、その結果に基づき次の措置をとるものとする。

- 1 設置者に検査の結果を通知すること。
- 2 検査の結果を、翌月の10日までに様式第8号により所轄保健所へ報告すること。

(水道事業者の協力)

第11 各水道事業者は、簡易専用水道の設置者の把握並びに維持管理の指導について所轄保健所長に協力するものとし、設置者に対しては給水申込の際等機会ある毎に本要領の内容について周知を図るものとする。

(報告及び指示等)

第12 保健所長は、必要があると認めるときは、法第39条第2項の規定により設置者から管理についての必要な報告を求め、又はその職員に立入検査をさせることができる。

2 保健所長は、簡易専用水道の管理が基準に適合していないと認めるときは、法第36条第3項の規定により、設置者に対して期間を定めて清掃その他関係設備の補修等必要な措置を指示することができる。

3 知事は、設置者が前項の規定による指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、その指示に係る事項を履行するまでの間、法第37条の規定により給水の停止を命ずることができる。

(その他)

第13 保健所長は、簡易専用水道に該当しない、小規模受水槽（受水槽容量10立方メートル以下のもの。学校、旅館等公共性又は、利用頻度の高い施設は特に。）についても、本要領に準ずる管理を行うよう指導するものとする。

附 則

この要領は、昭和60年7月15日から施行する。

附 則

この要領は、昭和61年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成5年6月1日から施行する。

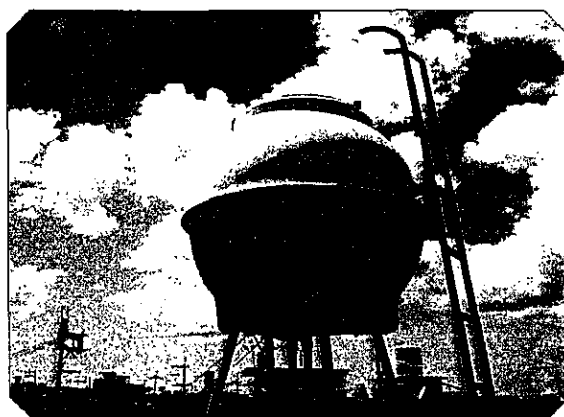
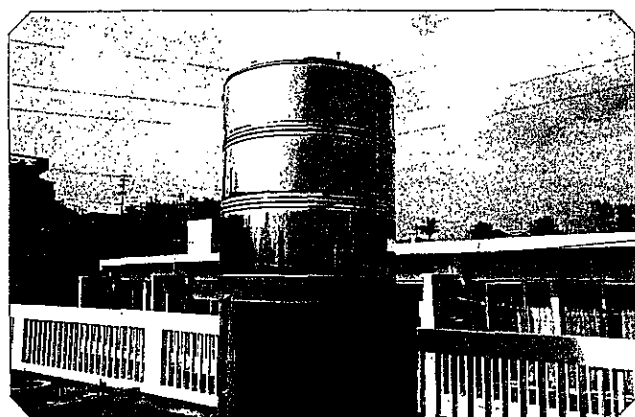
附 則

この要領は、平成6年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年3月30日から施行する。

タンクの中は 汚れていませんか!



ビル・一般家庭などの飲み水を安全で衛生的に
飲むために設置者は受水槽・高置水槽を適正に
管理する必要があります。

沖縄県福祉保健部

水の管理責任について

水道法では市町村などの水道事業体の責任の範囲を給水管及びこれに直結する給水器具により供給される“水”としています。従って「受水槽式給水」の場合、受水槽（水タンク）以降の給水施設により供給される“水”については施設（水タンク及びこれに付随する配管設備等）の設置者がその責任を負うこととなります。

水道の水は2つの給水方式で

水道の水は、「直結式給水」と「受水槽式給水」のいずれかの方式で、私達の家庭や学校そして事務所などに給水されています。

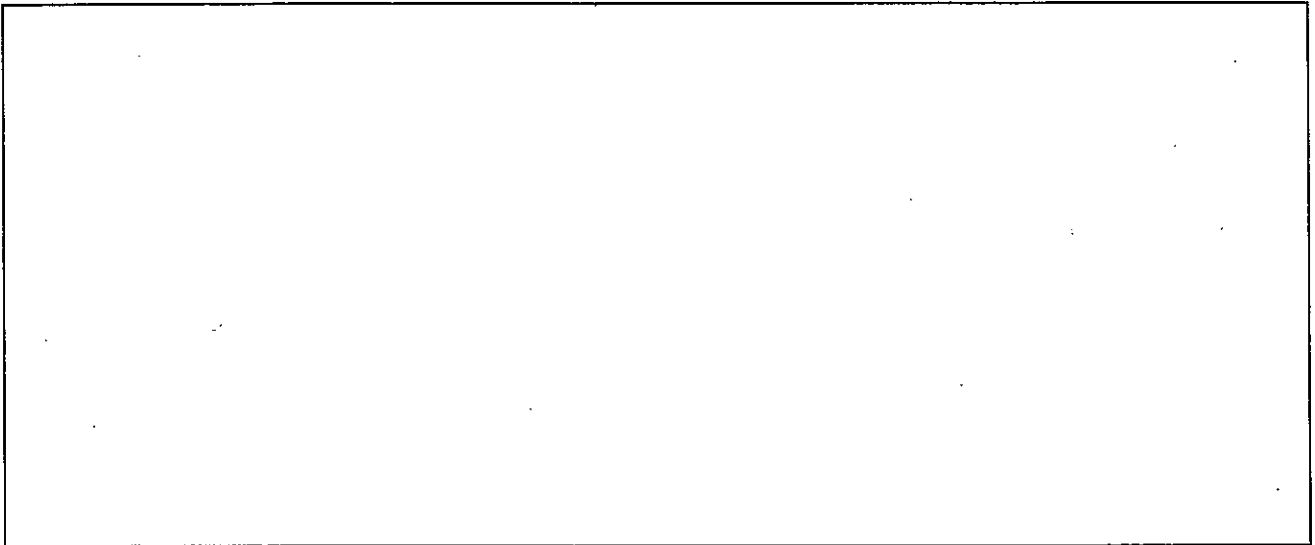


設置者の管理義務について

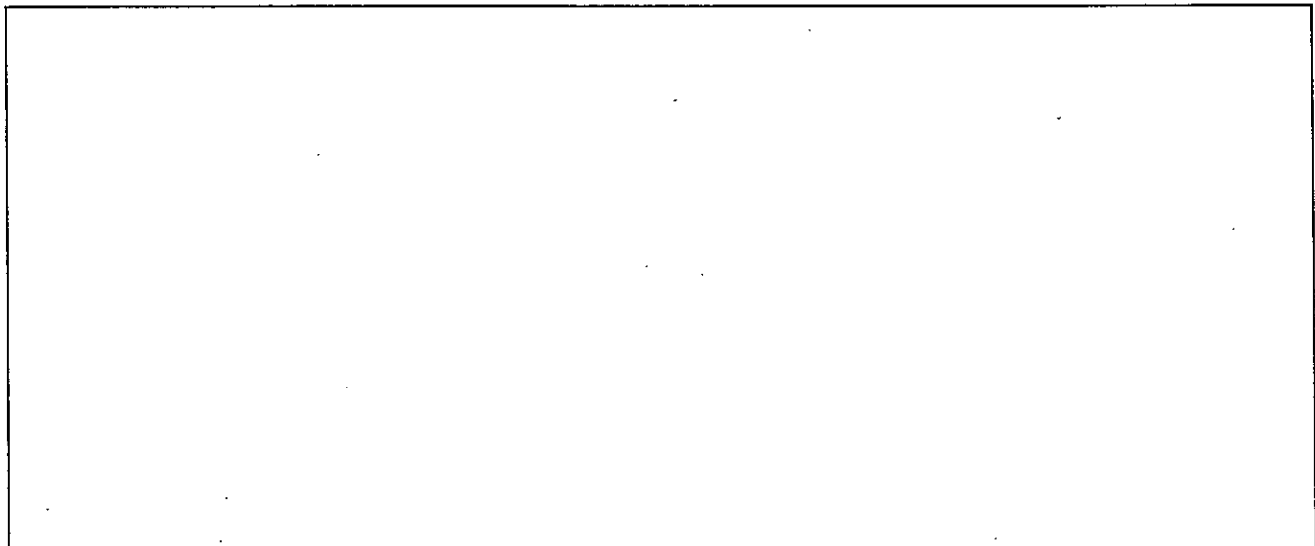
水道法では受水槽（水タンク）の有効容量が10tを超えるものを「簡易専用水道」と呼び、清掃、定期検査などの規制を設けています。家庭等で設置している受水槽はタンクの有効容量が10トン以下のものが大半ですが、構造や機能は「簡易専用水道」と同じですので同様な管理が必要です。

受水槽（水タンク）などの施設の管理が不十分な場合、赤サビ等がタンクの底に溜ったり、強い日差しがタンクを透過した結果タンクの内部で藻が発生したりすることが多く見受けられます。（写真参照）これらは、異臭味の原因となることがありますので、年に少なくとも1回は清掃を行うことが好ましいでしょう。又、藻や赤水による汚れ以外にも目には見えない水質の異常がないか、施設に不備な所はないかを年に1回は調べることも大切です。

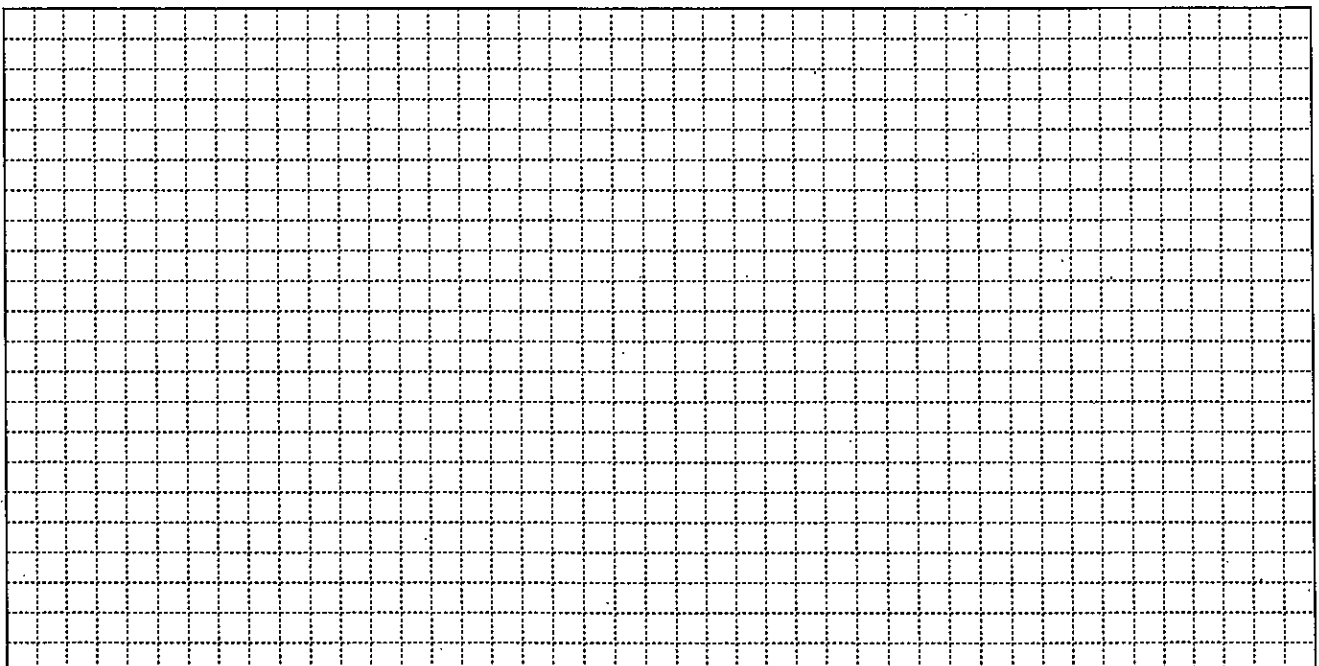
簡易専用水道の設置場所見取り図



配置図、構造図



給配水管系統図



簡易専用水道設置届

福祉保健所長

殿

設置者：住所

氏名

TEL

下記のとおり簡易専用水道を設置しますので報告します。

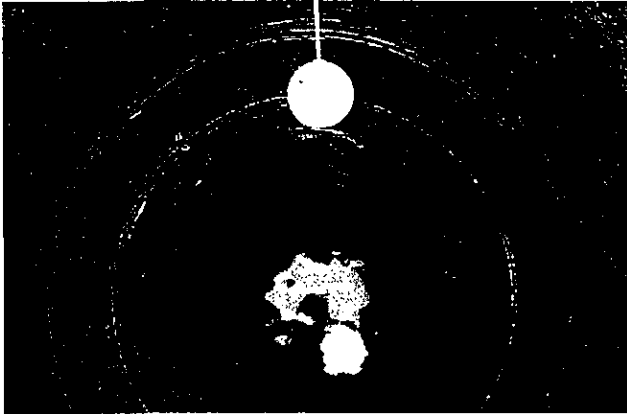
記

名 称			
所 在 地	(TEL)		
規 模 ・ 構 造	鉄筋コンクリート・鉄骨コンクリート 木造・その他 ()	延べ床面積 m ² 地上 階・地下 階	
種 類	官公庁・事務所・住宅・旅館・集会場・飲食店・その他		
管 理 者	住 所		
	氏 名	(TEL)	
予定給水人口	人	予定給水世帯数	世帯
供給を受ける水道名		ビル管理法の適用の有無	有 ・ 無
設 置 場 所	受 水 槽	高 置 水 槽	着工年月日
	屋内・屋外・屋上 地上型・地下型・半地下型	屋内・屋外・屋上	
材 質	RC・FRP・ステンレス・その他	RC・FRP・ステンレス・その他	完成（見込）年月日
有 効 容 量 (m ³)	W L H 有効容量 ()	W L H 有効容量 ()	給水開始（予定）年月日
滅 菌 設 備	有 ・ 無	有 ・ 無	
揚水ポンプ能力			
備 考			

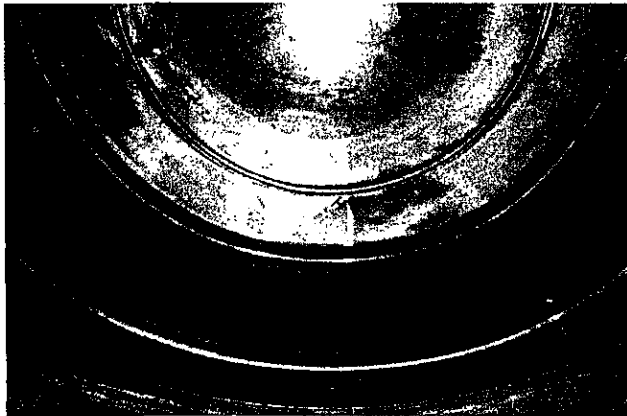
※添付書類：1、簡易専用水道の設置場所見取り図、2、配置図、3、構造図、4、給配水管系統図

藻の発生

(清掃前)



(清掃後)



赤サビ

(清掃前)



(清掃後)



※写真はいずれも水タンクの底の部分

こんなときは福祉保健所に

受水槽式給水について、何かわかりにくいことがありましたら、どうぞお気軽に所轄の福祉保健所・水道局にご相談下さい。



北部福祉保健所生活環境課 ☎ 0980-52-2636	中部福祉保健所生活環境課 ☎ 098-938-9787
中央保健所生活環境課 ☎ 098-836-1340・1341	南部福祉保健所生活環境課 ☎ 098-889-6799
宮古福祉保健所生活環境課 ☎ 0980-72-2420	八重山福祉保健所生活環境課 ☎ 0980-82-3240

簡易専用水道について

受水槽式による飲料水の供給施設のうち受水槽の有効容量、つまり最高水位と最低水位の間の水量が10トンを超えるものを水道法では「簡易専用水道」として、清掃、定期検査などの規制が設けられています。（主にマンションや事業所等に設置されているものをいいます。）

簡易専用水道の設置者に伴う義務

1 届出義務

施設を新たに設置する場合は、住所を所轄する福祉保健所長に届出を行わなければなりません。又、既に設置されている施設で届出を行っていないもの及び既存施設を変更しようとする場合についても同様です。（簡易専用水道取扱要領第3）（添付様式第1号）（様式3号）

2 検査義務

1年以内に1回は水道法第34条の2第2項に定める厚生労働大臣登録機関の検査を受けなければならない。（水道法第34条の2第2項、簡易専用水道取扱要領第7）
（厚生労働大臣登録機関）

（財）沖縄県環境科学センター	浦添市経塚720	☎ 098-875-1941
----------------	----------	----------------

（平成16年12月現在）

3 清掃義務

1年以内に1回は清掃をしなければならない。（水道法施行規則第55条第1項第1号、簡易専用水道取扱要領第5）

（相談先）

（社）沖縄県ビルメンテナンス協会	那覇市曙2-27-14	☎ 098-861-2742
沖縄県高圧洗浄事業協同組合	糸満市西崎町3-75	☎ 098-992-1555
その他知事登録を受けている清掃業者		

4 給水停止義務

設置者は供給する水が人の健康を害する恐れがあると知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水の使用が人体に害を及ぼす恐れがある旨を関係者（使用者）に周知させる措置を講じなければならない。（水道法施行規則第55条第1項第4号）

違反した場合の措置

以上の義務に違反した場合には給水停止及び罰金処分をうけることがあります。（水道法第37、53及び54条、簡易専用水道取扱要領12第3）

沖縄県福祉保健部業務衛生課 那覇市泉崎1丁目2番2号 TEL098-866-2215